Ｊ０８６－２　義眼処置　25点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０８７　前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）　180点
注　顕微鏡下に行った場合は、顕微鏡下処置加算として、180点を加算する。
Ｊ０８８　霰粒腫の穿刺　45点
Ｊ０８９　睫毛抜去
１　少数の場合　25点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　多数の場合　45点
注１　上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても１回の算定とする。
２　１日に１回に限り算定する。
Ｊ０９０　結膜異物除去（１眼瞼ごと）　100点
Ｊ０９１　鼻涙管ブジー法　45点
Ｊ０９１－２　鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄　45点
Ｊ０９２　涙嚢ブジー法（洗浄を含む。）　45点
Ｊ０９３　強膜マッサージ　150点
Ｊ０９４　削除
（耳鼻咽喉科処置）
Ｊ０９５　耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）　25点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９５－２　鼓室処置（片側）　55点
注　鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０９６　耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
１　カテーテルによる耳管通気法（片側）　30点
２　ポリッツェル球による耳管通気法　20点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０９７　鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９８に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合であっても12点とする。
３　鼻洗浄については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９７－２　副鼻腔自然口開大処置　25点
注　処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０９８　口腔、咽頭処置　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９７に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても12点とする。
Ｊ０９８－２　扁桃処置　40点
Ｊ０９９　間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）　27点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１００　副鼻腔手術後の処置（片側）　45点
注　当該処置と同一日に行われた区分番号Ｊ０９７－２に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。
Ｊ１０１　鼓室穿刺（片側）　50点
Ｊ１０２　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｊ１０３　扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）　180点
Ｊ１０４　唾液腺管洗浄（片側）　60点
Ｊ１０５　副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）
１　副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合　55点
２　１以外の場合　25点
Ｊ１０６及びＪ１０７　削除
Ｊ１０８　鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）　240点
Ｊ１０９　鼻咽腔止血法（ベロック止血法）　440点
Ｊ１１０　削除
Ｊ１１１　耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）　45点
Ｊ１１２　唾液腺管ブジー法（片側）　45点
Ｊ１１３　耳垢栓塞除去（複雑なもの）
１　片側　100点
２　両側　180点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。
Ｊ１１４　ネブライザー　12点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１１５　超音波ネブライザー（１日につき）　24点
Ｊ１１５－２　排痰誘発法（１日につき）　44点
（整形外科的処置）
Ｊ１１６　関節穿刺（片側）　100点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
Ｊ１１６－２　粘（滑）液嚢穿刺注入（片側）　80点
Ｊ１１６－３　ガングリオン穿刺術　80点
Ｊ１１６－４　ガングリオン圧砕法　80点
Ｊ１１６－５　酵素注射療法　2,490点
Ｊ１１７　鋼線等による直達牽引（２日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（１局所を１日につき）　50点
注１　３歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、所定点数に55点を加算する。
２　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８　介達牽引（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－２　矯正固定（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－３　変形機械矯正術（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（１日につき）　900点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条に規定する指定難病の患者であって、同法第７条第４項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第１項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。
３　導入期５週間に限り、１日につき2,000点を９回に限り加算する。
Ｊ１１９　消炎鎮痛等処置（１日につき）
１　マッサージ等の手技による療法　35点